

J R 東海労申第 2 9 号  
2 0 1 9 年 2 月 1 2 日

東海旅客鉄道株式会社  
代表取締役社長 金子 慎 殿

J R 東海労働組合  
中央執行委員長 木下 和樹

### 「給与明細等の電子化」に関する申し入れ

会社は、1月22日頃より「平成31年度より諸給与振込通知書（給与・賞与）、源泉徴収票について、紙面による箇所での配布等を廃止し、各自が所持する端末（PC、スマートフォンまたは携帯電話等）にて閲覧できる電子配信サービスを導入する」旨の書面を各現場で掲出、社員に配布するなどしている。

この件について、下記の通り申し入れるので、団体交渉を開催すること。

#### 記

1. 希望する社員に対しては、紙面による諸給与振込通知書の自宅郵送と、電子配信サービスの併用ができるようにすること。
2. 「給与明細等の電子化」の対象となる社員へは、会社掲示等で情報開示とした社員以外の専任社員、常勤嘱託社員、契約社員、臨時社員、パート社員への情報開示方法を明らかにすること。
3. 初期登録がうまくいかない社員への、フォロー方法について明らかにすること。
4. パスワードを失念した場合の「自身で登録したメールアドレスへパスワードの再設定URL通知メールを送信」する操作方法が会社掲示に書かれていない理由を明らかにすること。
5. 「e-革新」では、パスワード再設定のための「パスワード忘れの質問」「パスワード忘れの回答」項目があるにも関わらず、周知していない理由を明らかにすること。
6. 本人以外が社員番号を入力して、勝手にパスワードを設定した場合の会社対応を明らかにすること。

7. ログイン後に「公開日当日」の「お知らせメール」を不要と考える社員が、「各自のメールアドレス」を登録しなかった場合はどうなるのか、明らかにすること。
8. 初期設定後に、事情等により電子配信サービスではなく、自宅宛の郵送を希望した場合はどうなるのか、明らかにすること。
9. 電子配信サービスへの完全移行後に、自宅宛の郵送を希望した社員が「e-革新」へログインし、諸給与振込通知書を確認した場合、以降の自宅宛への郵送はどうなるのか、明らかにすること。
10. ログイン後に一覧に表示されている「給与明細等電子化のお知らせ」によると、「公開日当日に登録したメールアドレス宛にお知らせメールが届きます。添付されたURLリンクより閲覧サイトにアクセスすることが可能です」とされているが、「添付されたリンク」が判れば、パスワードなど関係なく閲覧することが可能になるのか、明らかにすること。
11. 郵送を希望する社員の申告に対しては、本人の事情を尊重し希望通りとすること。
12. 源泉徴収票の電子配信については、各種申請等で添付が必要な場合における本人の対応方について明らかにすること。

以 上